

# 高齢者虐待は 早期発見・早期対応が重要です



高齢者虐待には、「養護者(家族など)による虐待」と「施設従事者などによる虐待」があります。高齢者も養護者も必要な支援を受けることができるよう、高齢者虐待のサインなどを見かけたときは早めに相談ください。

## 5つの虐待(高齢者虐待防止法規定)

- ①身体的虐待  
(叩く、つねる、蹴るなどの暴行を加えるなど)
- ②介護・世話の放棄・放任  
(オムツ交換をしない、食事を与えないなど)
- ③心理的虐待  
(著しい暴言、拒否的な態度など)
- ④性的虐待  
(わいせつな行為をするなど)
- ⑤経済的虐待  
(本人の同意なしに年金や預金を使用するなど)

### ■高齢者虐待のサイン(例)

- 身体に不自然な傷やアザがある
- 高齢者から「家にいたくない」との訴えがある
- 髪や爪が伸びていて、汚れている
- 高齢者への家族の接し方が乱暴だと感じる
- 部屋の中に衣類やおむつ、ゴミなどが散乱している
- 必要な治療、サービスを受けていない様子がある
- 家中から怒っているような声が聞こえる
- 高齢者本人から「年金を取り上げられた」という訴えがある

### ■個人情報なのに相談してもいいの?

個人情報保護法は、虐待の通報・相談を妨げるものではありません。相談者や相談内容についての秘密は守られますので、安心して相談ください。

### ■高齢者虐待かも?と思ったら

- ・高齢者支援課 33-4436
- ・八代市地域包括支援センター(6カ所)



高齢者虐待防止  
早期発見マニュアル

名 称	担当エリア	電話番号
八代市第1地域包括支援センター ふるさと	鏡・東陽・泉	53-2601
八代市第2地域包括支援センター やまびこ	太田郷・昭和・龍峯・千丁	30-8071
八代市第3地域包括支援センター だいち	松高・八千把	45-5568
八代市第4地域包括支援センター しおかぜ	代陽・八代・麦島・郡築	37-3337
八代市第5地域包括支援センター くまがわ	植柳・高田・金剛・宮地	35-1111
八代市第6地域包括支援センター おれんじ	日奈久・二見・坂本	38-3373

# 令和7年8月大雨で被災された市民の皆さまへ ワンストップサービス始めました

## 総合相談・申請窓口

9月19日(金)から市役所本庁舎2階に専用窓口を設置しました。災害に関する各種支援制度について、まとめて相談できます。

- ◆開設場所: 市役所本庁舎2階 市民相談室横
- ◆開設時間: 平日 午前9時00分~午後5時00分  
(電話 33-4452 平日 午前9時00分~午後5時15分)



## 減免オンライン申請

次の税、保険料などの減免申請が、オンラインで一括してできます。申請の際には、  
り災証明書を準備してください。

- ◆固定資産税(住家の被害の程度が半壊以上の家屋)
- ◆市県民税・森林環境税
- ◆国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
- ◆介護保険料・介護サービス利用料

